

平成 23 年度 第 2 回岐阜県木の国山の国県民会議議事概要

日時：平成 23 年 9 月 12 日（月）

13：30～15：30

場所：議会東棟 2 階 第 3 面会室

（森 林政部長）

あいさつ

（事務局）

- ・ 資料確認
- ・ 鈴木会長が急用のため欠席され、また金山副会長もご欠席のため、鈴木会長との協議により伊藤委員に本日の議長を務めていただく件について提案し、委員から了承を得た。

（議長：伊藤委員）

では、議題 1 の新たな「岐阜県森林づくり基本計画」について、事務局から説明願いたい。

議題 1 新たな「岐阜県森林づくり基本計画」について

説明 正村林政部次長

（議長：伊藤委員）

ただいまの、新たな「岐阜県森林づくり基本計画」の説明につきまして、委員の皆さまからご質問やご意見をいただきたい。

（鈴木委員）

資料 1-2 の「新計画のポイント」で、民有林約 67 万 ha を環境保全林と木材生産林にゾーニングするという話があったが、森林のゾーニングについては既に国のほうで、水土保持林、資源の循環利用林、森林と人との共生林にゾーニングされている経緯がある。市町村の森林整備計画で森林簿の情報からゾーニングされたかと思われるが、結果として、造林補助金が受けやすい水土保持林が非常に多くゾーニングされてしまって、効果的な森林管理につながっていない感じがする。ゾーニング自体は、森林の施策を効果的・効率的に進める一つの方法だが、その目的とか方法がはっきりせず、ゾーニングすることだけが目的となってしまうと、結果として何のためのゾーニングだったのかということになってしまう。今回、岐阜県の場合は 2 つにゾーニングすることだが、単純に 2 つに分けるときにいくつか課題があると思う。例えば、環境林と木材生産林の機能を同時に果たしていないか。適地・不適地を立地条件から判断すると、具体的にどのような手法を使って区分するのか。森林所有者の意向をゾーニングにどのように反映させるのか。さらに言うと、ゾーニングした後、森林施策で補助金とか公的資金が投入されると思うが、事業者はそちらの関心が高くなってしまって、そのことによってゾーニング自体の目的がゆがめ

られてしまうことも心配される。そのあたり、2つのゾーニングについて具体的にどういうふう
にやっていくというものがあれば、お聞かせ願いたい。

また、素案のほうを見ると、環境保全林が38万7千ha、木材生産林が27万5千haと具
体的な面積が出てしまっているの、既にゾーニングが終わってしまっているという気がするが。

(事務局 長沼技術総括監)

国が森林・林業再生プランを示し、3つのゾーニングについては見直しされ、廃止される。そ
ういったことを踏まえて進めていきたいということをもとに考えている。その中で、もともと2つ
に大きく分けているのは、現行の計画も同じ考え方で、大きく方向性として、まず災害に強い森
林づくりは全ての森林が持つべきもの。その上で木材生産と環境保全に区分する。その方向とし
て、30万9千haほどの人工林があるが、そのうちいくつかは天然林化していくべきところもあ
るということで、大きな形として先ほどの27万5千haと38万7千haを示させていただいて
いるが、それが具体的に何処ということは示していない。

具体的にどのようにゾーニングをやっていくかというのは、先ほど鈴木委員が言われたとお
りで、一斉にやるというのはまずい。前回一斉にゾーニングしたことが非常におかしい。国の基本
計画検討委員会にも森部長が委員として出席し、そういったところを改善してほしいと申し上げ
た。具体的には、市町村が策定する市町村森林整備計画の中で必要な部分はゾーニングしていく。
当面は、白地もOKということで、その都度、森林所有者が中心となって作成する森林経営計画
も踏まえながら、ゾーニングを市町村がしっかりしていく。最初からすべての森林をゾーニング
するわけではなく、やはりその地域地域に応じてゾーニングしていく。その中で市町村が市町村
森林管理委員会などの意見を聞きながらやっていく。

(山川委員)

今、ゾーニングが非常に問題になっていて、例えば郡上であれば郡上の山全体が水源かん養林
になるということである。いろんな自治体でやっておられる市町村整備計画では、まず財産区で
あるとか市有林であるとかそういったところを水源かん養林に指定すると思うが、民間のところ
を分けるのが非常に難しく、市町村に丸投げしても、民間との話し合いの中でどこをどうする
かということが決まらないと思う。県、国でもどういう区分を分けなさいということすら出して
いない。まして、県の林政部でも、例えば、道のないところでは木材を出すことが無理なのだから、
道をつけてあげるからそこは木材生産に使いなさいという指針があればいいが、それもない。
それを各森林所有者が決めなさいとか、市が決めなさいとかでは、進まない。財源は下りてくる
がそれを使いようがない。早急に県で指針を出していただいて、それに沿った形で市町村が作っ
ていかないと、市町村へ全部下ろしても作るのは実際無理だと思う。それが迫ってきていて、森
林環境税が県議会を通過してしまうと、その部分をどうするのかということも含めて、ゾーニング
の問題というのは喫緊の問題であって、先延ばしすることが出来ないと思う。素案があれば是非
示してもらいたいというのが皆だと思う。

(事務局 長沼技術総括監)

基本的にゾーニングというのは、大きく木材生産とその他の公益的機能ということで、水土保
全であったり、災害防止であったり、保健レクリエーションといったゾーニングが国で示されて
おり、県もそういったことを示すことは可能。ただ、前回の轍を踏まないようにしたい。前回は

一斉に3区分をやりなさいという指示があったので、岐阜県は9割以上が水土保全林となっているが、そういったことがないように作ってほしいという考え方から、1つ1つ積み上げていただきたい。市町村に全部提示してしまうと、全く考えてもらえなくなってしまうのではないかと。指針を出してほしいと言われれば出すが、一度考えてもらいたい。今まで何回も打ち合わせをしており、市町村の担当者とAGを含めて勉強会という形で、基本的な考え方も含めて積み上げているところ。そういった中で、ゾーニングをやっていただきたいということと、最終的な補助金の基となる経営計画にも、木材生産をする部分と環境保全をする部分を位置づけるようになっているので、そういったものの積み上げの中で張り付けていきたい。

繰り返しになるが、その中で白地地域も当面はあってよいという考え方にしている。どうしてもどちらかに区分できない、将来的には道がくるかもしれない、だからせつかく植えた人工林は、水土保全だけではなく経済林として使えるのであればそのようにしていきたいという場合もあるので、早急に答えを出すのではなく、それを確実に、この5年間で経営計画20万haという目標掲げた中で進め、最終的にはゾーニングを完成させたいと考えている。1年でぱっとゾーニングしていくのではなく、積み上げをしていくという形を今回は採りたいと考えている。

(山川委員)

そうすると、白地のところが出てくるとか、一度ゾーニングしたものを翌年には変えるということとは可能か。

(事務局 長沼技術総括監)

はい。

(山川委員)

いくらでも変えていくことは自由ということか。

(事務局 長沼技術総括監)

例えば、森林・環境税の事業の対象地で、伐ってはいけないと決めたところを急に木材生産したいというのは駄目だが、迷っているときはどちらにもせず最終的に判断してもらって、木材生産をしたいということであれば、そちらのほうを進めていく。それを一斉に短時間でやると、後から「本当はこういうふうにしたかった」では困るので、しっかり時間をかける。ゾーニングというのは根幹にかかわる問題なので、前回のように一斉にしてしまうことはやめましょう、そのためには、時間はかかるが一斉に市町村にやり方はこうですよと張り付けてしまうのではなく、皆さんに考える機会を持ってもらう。その中で積み上げをしていきたい。

(事務局 平井技術課長補佐)

一つ補足させていただきたいのは、今までは3つのゾーニング区分でこの補助金がもらえる、もらえないというのが決まった。しかし、この3つの区分が廃止されたことによって、そういう補助金の配り方がなくなった。これからの補助金の配り方は、森林経営計画が立っているか立っていないかである。つまり、森林経営計画の中で、木材生産林なのか環境保全林なのかを考えて配置して補助金をもらうという形になるので、ゾーニングがイコール補助金に繋がるものではないということだけご承知おき願いたい。

(山川委員)

ゾーニングをして補助金をもらうということは、決してそれだけのためにやるわけではない。補助金をいただくということは、それなりに管理をしなさいという義務と権利の裏表になるので、何も補助を受けずに自分だけでやっていくということも十分あると思う。ただ、誰が見ても道が絶対入らないような場所は、ある程度、市の計画などで出来るような形にしていけないといけない。いつ決まるかという進捗状況を常に県のほうでチェックしていただかないといけない。その所有者、小さい筆まで入れると何十万人いると思うが、そこまで全て突き詰めていくと、5年間はとても埋まるとは思わないので、ある程度いつまでにというデッドラインを決めながら、50%はいつまでやりなさいという形を示していけないと、市でもたぶん決まらないのではないかなと思う。

(事務局 長沼技術総括監)

途中途中の目標値について検討していきたい。

(山川委員)

以前1年半ほどスイスに住んでいてスイスの山を歩いたが、非常に大きな木もあって、木材生産だけではなく観光資源として山を歩くような形で標識も整備されている。山で働く人はマイスターであって、誇りを持ってやるという形をとっている。今回、スイスのことをトピックスで入れられているのは非常に良いことだと思うが、ドイツ、スイスの林業というのは100年前から体系立てて始まっている。今、岐阜県、日本がそれを追っていかうという形をとっているが、そういうことを考えた時、年齢級のこと、間伐ばかりで下刈がほとんどなくものすごくアンバランスなことが考えられる。そうすると25ページの10年後というものがあるが、やはり10年ではなかなか均衡がとれる、とれないというのはわからない。出来れば、50年後はどうなっているのか、どういう岐阜県の山にしていきたいのかというすごく大きいビジョンを見せていただけるのが林政ではないかと思っている。スイスに追い付くためには、このまま間伐を一生懸命やっていると、木を植えないからまた不均衡が起こってしまって、今度は木が伸びすぎた木を伐る時に新しい木がまったくない状況では、いつも後追いになってしまうような気がする。10年後から先のもう一つ大きな、これは夢になるかもしれないが、そういったところまで、林政を長い目で考えていただけるような計画が欲しいと思う。

(事務局 森部長)

なかなか50年後の姿を描くのは難しいが、現在はおおよそ50年から60年生の山が多く、その山が単純に行けば100年となる。考え方としてはこうした山が80年から90年生の頃に、つまり今から30年から40年後に、今の山をある程度透かした択伐系の森林に育てていき、次世代の木をその中で育てていきたいと考えている。まだまだ技術的には上の木が多いと下の木が育たないといった問題もあり、数字的に言えばスギで200本程度、ヒノキでは300本程度にはしないと、下の木は育たないだろうと思う。上手く上の木を伐って利用しながら本数を減らし、その下に木を育てていく、もしくは小面積、例えば0.5ha程度の伐採地を所々に設け、ここで木を育てていくという方法が考えられるのではないかな。また喫緊の問題である植林にしても、

動物に全てやられてしまうとかコストがかかるなどの問題があり、これらを 5 年 10 年の間にきちんと解決して、次の世代が低コストで確実に育てられるという環境を作っていかなければならないと考える。それができれば、30 年後 50 年後にも資源が再びきちんと確保できる山づくり、なおかつ災害に強い森林づくりが両立できるのではないか。とにかくここからの 5 年 10 年というのが基盤整備も含めて一番大事な時期であると捉えている。そういう意味で第二期の基本計画は、5 年前に始まった基本計画の、次の第 2 ステップだということで、大きな前進の時だと考えている。皆様方のご協力をお願いしたい。

(議長：伊藤委員)

今の森部長からの説明を、もう少し県民の皆さんに見える形で示すことも検討したほうがよいと思う。

(山川委員)

私も山づくりをしながら、絶対に見ることができない 100 年後の山の姿を描きながら毎日山に入るが、森部長が言われたような 1 ha に 200 本で大木が残るような山は誰が見ても素晴らしいし、是非そうした山が整備されるように私たちも協力しないといけない。皆がそうした夢を持てるようによろしくをお願いしたい。

(川合委員)

今 100 年後の構想を言われたが、私の家の山がまさにそのような感じであり、昭和 35 年ごろに先々代の祖父が整備したのですが、その当時のヒノキ山がちょうど 100 年程度になり、現在は残った木がまばらとなり、水源林として気持ちの良い状態となっている。周辺にはシカやイノシシが来ているが、比較的被害もなく先々代の取り組みに感謝している。

(山田委員)

先程、部長から説明がありましたが、林野庁でも誰も 50 年後、100 年後の森林の姿に関しては述べられない。学問の世界ではおそらく森林経理の分野で、法正林を形成していくということかと思うが、この後の議題の森林環境税を実現していくためにも一歩進んだ戦略的ビジョンが必要ではないかと思う。岐阜県の森林づくりは国内では評価されているので、更に一歩進んだ形で法正林を形成していく。法正林は材積ではなく面積で評価するので、林齢ごとに大体同じような面積があるというような森を、岐阜県が先駆けて作っていくという一つの大きな戦略に我々が取り組んでいくべきではないか考える。

(内木委員)

今いろいろ具体的な話が出ているが、私が考えるには、国とか県とか一定の方向性だけ出していれば、後はそれぞれの地域で色々な山づくりの姿があると思う。50 年後どうなっているかは誰にも分からないことで、それぞれの地域が自分たちの山づくりの目標を持って、それぞれの責任と夢とでもって作っていくのが山づくりではないか。何と云っても山なので、思うようにはならない事もあり、私はこの計画で十分だと思う。環境林と生産林の 2 本立てでいくこと、地域によって急なところは環境林、傾斜が緩く道が入るようなところは経済林として、何とも分からない部分は白地で空白地帯として残すという余裕さえ持つことができるなら、私はこれで十

分だと考える。

(中岡委員)

森林経営について、計画論からいくと山は良くならない気がする。先ほど災害の話がでたが、今の山は非常に災害に対して強くなっている。この前の大雨の後にヘリで上空から山を見たが、ほとんど表層崩壊は起きていない。先日和歌山で発生したような深層崩壊、あのような災害しか発生しないということ。50年くらい前から、人工林でも成長したら機能が高くなるという話があったが、そのとおりになっている。とにかく現在の森林の状態は非常にいいということ。片や国有林ですから商売も行うが、ヒノキでも1万円そこそこであり、せっかく植えて育ててきたのが二束三文の状態。それならば全く伐らない方がいいのではないかとも思っている。伐って植えて元に戻すという話だが、元々シカがいなかった小坂町でも多くいる。こんなところで無理して更新するよりも、今ある森林を維持しながら、公益的機能を大事にしながら 地道に将来の材価の上昇に備えて基盤整備していくのが目指す姿ではないかと思う。

(事務局 長沼技術総括監)

法正林について補足させていただきたい。現行の基本計画はその考えを採り入れており、法正林というのは例えば100ha あってそれを100年生で伐るとなると、同じ林齢の森林が1ha ずつ分布していればよいというものだが、そういう状態に現状の岐阜県の森林をもっていくには、試算すると120年かかる。またそのために伐採する林齢を一定にセットすることが必要だが、現在の経済状況では何年生で伐るといったことは規定できないので、それよりは本文の41頁に書いてあるように災害防止といった意味で、こういうことに気をつけて伐ってくださいといったものを規定した上で、最低限のことを守っていただきながら、後は民間の経済に乗せていくという部分があるので、その中で、経済林で行く部分と環境保全でいく部分といった大きな方向性だけを示している。今回、目標数値を5年分しか書いていないのは、将来の話についてはそういった部分で規定できないだろうと考え、現状を基にした数値としてあげている。ですから法正状態が最適であることは分かっているが、なかなかそのとおりに現実はならないので、若干そうしたところは現行計画から軌道修正している。

(議長：伊藤委員)

5ヶ年の計画の中での具体的な議論とその背景になっている長期的な視点については、議論の仕方を間違えるとお互いにすれ違って終わってしまう。当然こうしたことを踏まえて議論がされているものだと思う。ただし先程の話にもあったように、長期的な視点がどれだけ皆さんに分かるような形でお伝えできるかということも、これからの5年間を示していく上で大事なことではないかと思うので、そのあたりもご配慮いただければと思う。

(都筑委員)

昨日自宅で資料に目を通したが、この計画のとおり確実に進められていけば将来は非常に明るいと感じた。ただ予算が、お金がどれだけ伴うかという点が重要。そこで予算の重点配分、つまり同じ間伐でも一生懸命やる場所には多く配分していただきたい。決して無理な進め方はせず、現在は間伐をやる気のないところも、将来、必要性を感じたときに重点配分すればよい。公平の原理だけでなく、集約化を進めた市町村など、やる気のあるところにはお金を出すというこ

とを一つ考えていただきたい

もう一つは、実際に私たちが50年から60年かけ育ててきた木を伐って出すと、ヒノキでさえ2万円を切る状況であり、スギは1万円前後。これでは伐採搬出して市場まで持って行くと60年間育てた価値が0になってしまい、かろうじて補助金分が戻ってくる。ところが今年は県の予算が伴わないので、下呂市の場合でhaあたり15万から16万くらいということになる。これでは60年間がんばって育てた木を、誰が今伐るものか、という気持ちになる。またこうした状況では、市としても安定的供給体制ということで木材生産を推奨する訳にはいかないだろうと私は思う。ひとつ考えられることは、川下の方で公共建築物を中心として木造需要が喚起されれば、それに伴って材価が上がってくるのが予想され、その上がった分が所有者へ還元されるということになるので、安定供給を確保するためには、どうしても確実な木材需要を開拓すること。これを県へお願いしたいと思う。計画そのものの内容については良くできている。

(事務局 正村次長)

木材の価格もなかなか上がらない状況があるが、木材は国際価格となっており高ければ代替の需要が発生するため、低コストでの効率的生産が重要。ただ、効率的に生産しても断続的では使ってもらえないので安定的に供給する必要がある。そのためには、常に下流のマーケットを意識し、川上から川下までの一体的な施策の展開が必要と考えている。

また所有者に木を伐ってもらうためには、これからは森林経営計画を立てることがまず必要であり、そこでどれだけ費用を使って、どれだけ収入があって、どれだけ還元できるかということ森林所有者に示し、面積をまとめていくということになる。その中で補助金は重要な要素だが、本来的には、効率的に路網を利用しながら木材生産でどこまでコストを下げられるかが重要。補助金の配分のバランスという面での問題もあったかもしれないが、やる気のある事業体に重点的に配分する方針であり、それがとりまなおさず森林経営計画をどれだけ策定していただき、どれだけ補助金を確保していただけるかということにもつながるので、まずは森林経営計画を立てるときに効率的な木材生産を念頭に置いていただき、森林所有者への還元が増えるような体制でやっていただくことが重要と考える。

(都筑委員)

木材を安定的に供給するためには、山側での補助金の方と木材の需要拡大との両面で進めていかないと難しい。

(事務局 森部長)

木材需要という面ではきちんとやっていかなければならないと考えている。ところが、ただ今次長が申しましたように、木材自体は国際価格であり、今回の震災でも特に合板関係で工場が大打撃を受け、そうするとすぐ東南アジア方面から外材の合板がどっと入ってくるといった状況がある。未だ震災の復興のための木材需要というのは、あまり大きくなってはいないが、昨今の円高というような状況がさらに進めば、木材価格も安くなり外材が入り易くなる。県レベルでは円高対策とか世界全体の動きの中での対応というのは難しい面があるが、そうした中でも地域材をきちんと使っていこうというような需要拡大に努めていく必要があると考えている。

その一方で、次長が述べましたように現場で生産コストを如何に下げるかということと、素材生産コストが安くても加工の部分で高くついては外材と競争できないので、流通や加工部門にお

いても一層低コスト化を進めるなど、そういった多面的な部分で対応することで、それが結果的には国産材、県産材を皆さんに使っていただけることにもなるだろう。そういった意味で川上から川下まで総合的に対応していかないと、山元にもきちんと還元できないと考えている。計画書には様々な分野での施策を書いているが、それぞれが大事なことだと認識しており、もちろん需要拡大も大きなテーマであり、それについても進めていきたいと考えている。

(議長：伊藤委員)

当面材価が上がる要素がない中で、そこに携わる人たちにどれだけお金が落ち、より先に進めて行くための動機付けをどう行っていくかという大事な局面に来ている。色々とその点で、皆さんのご意見を頂戴しながら、施策展開の中に反映していただきたい。

その他ご意見はないでしょうか。その他思い付かれたものがあれば、後程追加意見としてお願いしたい。

ここで議題 1 の基本計画については閉じさせていただいき、議題 2 の方に移りたい。それでは議題 2 の「森林・環境税の考え方（制度案）」について、事務局から説明をお願いしたい。

議題 2 森林・環境税の考え方（制度案）について

説明 小林 林政課長

(議長：伊藤委員)

ただいま説明のありました「森林・環境税の考え方（制度案）」について、委員の方からご質問やご意見をお願いしたい。

(篠田委員)

落としどころとしてはこんなところかと思う。先ほどの基本計画のゾーニングとも関連するが、木材生産林については既存の施策で対応、環境保全を目的とした森林整備のところはこの税金を使うというのもよくわかる。ただ、ゾーニングを、基本的に生産林と環境林と大きく二つに、ゼロか1かに分けるのではなくて、両方の機能を持った山というのは当然あるわけで、生産性も上げながら、かつ、水源かん養機能を高めて、しかも、生物多様性を高めてという施業方法はあるわけですし、それをできる場所もある。そういうものに対して、環境に配慮した施業をやって、しかも生産にも役立つという取り組みを、健全で豊かな森林づくりプロジェクトとかそれに続くプロジェクトでやろうとしているわけであって、例えばそういうところで培った技術を持った人、あるいはプランナーが新たなことをやろうとした場合に、どっちに入ってくるのか。木材生産林なのか、環境保全を目的とした人工林の整備なのか。たぶん両方だと思う。そのような場合、「木材生産林は既存の施策で対応するから、森林・環境税は充当できないよ」と言ってしまうのは大丈夫かなと、その点が心配。

事後評価の仕組みをしっかりと、整備をやったことあるいは計画をちゃんと実施したことによって、環境にもこんな貢献がありました、あるいは地域の活性化にもこれだけ貢献しました、だから森林・環境税のお金を後からご褒美であげます、というような考え方もあってもよいのではないか。

そのためには、評価システムあるいは誰かが判断できるようにする必要があるので、その部分を「資料 2-2」の 9 頁の事業評価のところで行うのか、あるいは、このお金を使うことができるかどうかを判断する新たな組織をつくるのか、検討の余地はあると思うが、そういった評価の部分が一番の肝になってくるのではないかと。

この部分もあわせて、基本計画の中に盛り込むことができればよい。連動した話だと思う。

(事務局 長沼技術総括監)

先ほどの補足とあわせて説明する。ゾーニングはまさに今言われたとおりであることと、もう一つ決定的に今までとは違うのが、これまでは三つのゾーニングのうちどれか一つしか選べなかったが、今後は、木材生産であってもなおかつ水源かん養であるとか、貴重な動植物の生息の場など、その重ね合わせは OK とされている。このようなバリエーションの中で、どっちを有効に使うかという話は出てくると思う。制度設計については、これから皆さまのご意見をお聞きしながら進めていきたい。

それをどう評価するかという点については、篠田委員をはじめとしてご意見をいただきたいと考えている。

(高橋委員)

今から 20 年前、水源税を創設するという動きがあり、国を挙げて大問題となった。水を生み出す方が自民党本部や国会議事堂へ向けてデモ行進を行えば、それに対して水を使う方は反対運動を起し、両者が激突した結果、結局は水源税は創設されなかった。

爾来 20 年経つが、現在、森林環境税を全国の都道府県ではどのくらい導入しているかを私なりに調べてみると、高知県をはじめとして 47 都道府県のうち 30 が導入している。これはどういうことかということ、もう国にはいろいろお願いしてもなかなかできないと、やはり県単位で何とかお金を徴収してでも山を守っていこうと、そうでないと補助金などを頼っていつかはできないというような、究極の選択をしているのではないかと思う。

先ほど造林に関して議論があったが、私はもう造林などということは、補助金や交付金といったものではなく、人類のために山が必要で、そのために山を守っていかなければならないということであれば、環境財として、育てて伐るまでの費用は、全額を国が負担、先行投資をして、将来収益があれば、いくらか国に還してもいいと、言ってみればいわゆる水源林造成事業の分収造林方式がいいのではないかと思う。ちまちました補助金などではなく、とにかく植えて育てるということは、全額税金で賄うということまで踏み込んでやらないと、なかなか進まないと考えている。

その一環として、地域として、まず税金を負担していただき、この税金は有効に使われていることを納得してもらうことができれば、やがて全国、そして国を動かして、森林を守っていくという形になるのではないかと思う。

今月の「森林のたより」を読むと、郡上農林事務所管内だけでも、シカの食害が拡大し、木を植えるためにはネット張りなど膨大な経費がかかるだけで、このような状況ではもう誰も木を植えないという状況である。1 年間の頭数が、郡上管内で申告されただけで 1 千頭近い。これだけのシカの害があるとすれば、大変申し訳ないとは思いますが、例えば国有林のある部分をシカのサンクチュアリのようにして、捕獲した個体はそこに放獣してはどうかと思う。このような流れを考えると、こういったものにこのお金が使えれば、大変ありがたいし、このようなプロジェクトの意味もあると思う。

一般の県民、国民は、森林・環境税でこういうことをやっている、こんなことまで県民に負担させているが本来は国が負担すべきであると、防衛といっしょではないかと、防衛費から見れば安いものだ、というようになっていくようであれば、今後 50 年、100 年先に立派な森林を後世に伝えることはできないのではないかとというようなことを考えている。

今の齡級配置を見ても、先ほど林政部長が言われたように、40 年、50 年、60 年の山が全体の 6 割を占めている。若い人工林がほとんどない。この状況は放置するべきではなく、徐々に主伐を取り入れながら、また植えていくということをしないと、雇用の問題も解決しないし、全てがうまくいく形にできるように、この税金が活用されたならば、微々たることであっても有効ではないかと思う。

山が戦後の荒廃した状態で、かつては大変な災害が起こっていたような集中豪雨の場合でも、今のように森林が整備されたおかげで、わずかな災害で済んでいるのではないかと思う。

(清水委員)

5 年間の時限措置で考えられているが、せっかくの機会なので、山づくりのために、環境保全も含めて、資料 2-2 の 5 頁の経費のところ、特にやって欲しいのが「④公共施設等における県産材の利用促進」。せっかく育てた木材を、やはり使っていけないと、需要を拡大していかないと、この 5 年間で何だったの？ということになりかねないので、県民の中に、岐阜県の木材を使っていく、そして木材の良さというものをわかってもらうというような風土を培っていききたいと思う。そのためにも、せっかくのこの税金を活用して、せめて公共施設に木材を使ってほしいと思う。その意味で、14 億円が妥当かどうか、積算の内容は分からないが、ここは漏れずにきちっとやってほしいと思う。

私は長良に住んでいるが、先日、長良公園の木造の東屋が、築何年だったか不明だけど、危ないからということで、住民に説明もなく壊されてしまった。木質のものはある程度メンテナンスが必要で、その辺りのことも住民と話し合いを重ねながら、メンテナンスも含めて、木材を使っていく、公共施設で使っていくことについて合意を積み重ねていきたいと思う。そのためにも、何でもカンでも丈夫で合理的なものを使っていくのではなくて、公園の遊具も変わってしまいましたが、以前は木質のものでしたけど、そのようなことで、公共施設には基本的に木材を使っていくようなことをしてほしいと思う。

また木のおもちゃでも、児童センターなどに置いてありますが、木のおもちゃは高価ということもあるので、木のおもちゃづくりをしているところにも助成するとか、少し需要の方にも税を配分していくというような観点でできたらよいと思う。

(川合委員)

今年、地震によってエネルギー問題も出てきた。私たちが子どもの頃は小学校では薪ストーブで暖をとっていた。今はエアコン時代ではあるけど、また薪ストーブの復活を目指し、それぞれの地域の木材が使われていくとよいと思うが、この事も付け加えてはどうかと思う。

(議長：伊藤委員)

川合委員の意見は、今はチップやペレットが助成対象とされているが、薪ストーブも大事だということか。

(川合委員)

薪ストーブもいろいろ研究されていて、関西でも取り組まれているケースがある。一時的にはコストがかかるかもしれないが、できるだけ公共施設に設置できないかと思う。

(議長：伊藤委員)

薪ストーブを排除しているわけではない？

(事務局 瀬上県産材流通課長)

薪ストーブについて、特に郡上地区において取り組まれているが、森林・環境税の事業として想定されているのは、ある程度の量が見込まれるもの、大量に使えるものであることから、チップやペレットを使ったものが対象となっている。しかし、薪ストーブについてもこれから検討していきたい。先ほど利用の話もあったが、これを有効活用することが本来の趣旨である。

(川合委員)

このような補助金は他では出しにくいと思われるので、そういう部分について、地域にとって役立つように環境税を充てて、取り組んでもよいのではないかと思う。

(議長：伊藤委員)

「⑤地域が主体となった環境保全活動の促進」と関わって、木質バイオマスとセット化していく方が使いやすいこともあるのではないかと思う。

(水口委員)

税とは違う「緑の羽根募金」というものがある。これも歴史が深くて、私もその推進委員をやっている関係上、これをどのように市民の皆さんに説明すればよいか、迷う部分がある。事業内容に重複する部分もあり、今後、緑の羽根募金にこの税金が影響するのではないかと思う。この辺りの区別、仕分けをどう捉えたらよいか、心配な部分である。これをしっかりしておかないと、今後問題が起きるのではないか。

(事務局 長沼技術総括監)

緑の羽根募金のシステムとしては、皆さまからいただいた募金が、市町村の支部、県の支部を通じて、最終的に国土緑化推進機構に集められ、その何割かがまた、県へ、そして市町村に分配される。使い途はほぼ緑化運動に限定されているが、若干、公募事業として、地域の緑化運動など森林・環境税の使途に重なる部分もあって、その棲み分けは必要と考えているので、きっちり説明できるようにしていきたい。

(事務局 小林 林政課長)

緑の募金も有効活用しながら、森林・環境税を使って、さらに施策を進めていということであり、環境税があるから募金は不要ということではなく、募金で行う事業、環境税で行う事業、それぞれが有効活用されながら、全体として緑化運動をはじめとして、盛り上げていくということを考えている。

(山川委員)

先ほどの清水委員のご意見に大賛成。郡上市では、最近、和良地区の中学校が木造で建てられ、今度は白鳥中学校が木造で建てられ、二つの大きな木造施設ができた。これができる、子ども達にとっても非常にインパクトのあるものだと思う。

資料 2-2 の 2 頁の一番上に「木材生産を目的としたこれまでの林業施策ではない」と謳ってあることから、それを読んでみた。

3 頁の①の事業内容、先ほど中岡委員も言うておられたように、奥山はそんなに抜けないと思うが、密集した人工林でもものすごい雨が降らない限りは抜けなくて、ちゃんと保水をしているというのが実態で、山を歩いたことがあればそれは分かっていること。だから、そこまで入って行って、この事業をやるといのは、じつはこれは今までの事業の延長であって、決して新規ではなくて、その下の項目の公有地にするとか、溪流沿いの誰も手を付けないところをやるとか、これは非常に新しい事業で、みんながやりたくないようなことをやるという点では、これはもう画期的なことだと、これが①のことだと私は思うが、ちょっとこの辺りは今までの事業を補完するような形になってしまっていて、読む人が読むと、この一番大きな約 30 億円をこちらに回しすぎているのではないかと、それは本来の事業でやるべきことであって、崩れない山なので、溪流沿いの悪いところだけ入るといのも、私は決して悪いことではないと思うので、こういう画期的な事業であると、この 28 億をもう少し削って、④の公共施設の整備という形で、みんなに見える形での木材の利用ということをもっと重点的にしてはどうかと思う。するとやはり、今まで一番の問題であった流通関係に注力してもいいかと思うが、流れを良くするという意味では、需要の大きなところで木造の施設ができれば、このように使っていますよというのが、一番目に見えるところなので、奥山の間伐をしてももったいないような気がする。60 億円で 5 年間を思い切ったやり方で他へ振り向けるのも、ひとつの案と思う。

(村瀬委員)

環境税という税金がみんなの力で出しているものなので、やはり税の行方というものははっきりしてもらいたい。今の内閣も復興税などと言っている、出すのを全然厭わなくても、何にどう使われたのかが、全く国民に見えないというところで不満が出てきていると思う。ですからこの環境税についても、使用目的にどのように使われてどうなったかというのは検証すると書いてありますが、それが県民の目に見えるような方法で周知徹底して欲しいと思うのがひとつ。

それから、知事は以前、山は植えて、育てて、使う、この流れがないと山は育たない、と言われたことがある。「使う」というところに、やはりもっと力を入れてほしいと思う。税金の全体の予算の枠から見ても、「使う」ところは 1/3 以上あってもよいのでは。使うのは公共事業だけでなく、いろんな面に、県民が目で見分けるように、環境税がこういうものに使われていますよ、これもその一環ですよ、ということが、よりわかりやすくということが、皆さんの税金に対する関心も深まるし、納得していただける。5 年間と言わずに、10 年でもいいよと言っただけの素地になると思われるので、ぜひ、そういうようにしていただけたらと思う。

清水委員もおっしゃったように、いろいろな公共事業もさることながら、私も木のおもちゃに関わっている一人として、林野庁との関係もあるのかもしれませんが、これはこれだけの独立したものでなくて、いろんなところのいろんなお金も、手を繋いで、より効率的な使い方で、その目的が達成できるような方策を、ぜひ考えていただけると嬉しいと思う。

とにかく税金の行方をはっきりしていただけると、この税金というものに対する、県民の理解

が深まると思う。

(川合委員)

大いに賛成。そういうところが、環境税を認めてくれる重要な部分ではないかなと思う。もう少しバランスを考えていただけたらと思う。

(事務局 小林 林政課長)

言われるとおりでして、資料 2-2 の 2 頁の (2) にそのことについて触れておりまして、事業効果が広く県民に及ぶことと、公共性・公益性が高いということと、大事な要素としまして、事業内容が県民にはっきりと見えること、こういうものを基本姿勢としている。

(議長：伊藤委員)

それにプラスして、「見せ方」を工夫していただきたい。

(久保田委員)

緑の羽根の募金についても、県民税を徴収する事務についても、最終的には役場の窓口が、直接、住民と接触する場所なので、いろんなトラブルが発生する。その際はマニュアルどおりに対応はするが、どうしても納得のいかない方もおられるので、その辺りの対応など、役場職員としては集めなければならないものは集める必要があり、募金といえども難しいところもあるので、その辺り、やり方が難しくなるのではないかと感じている。

(議長：伊藤委員)

ただいまのご意見を参考にさせていただきたい。

(山田委員)

先ほど需要拡大の話が出ましたが、非常に難しい。先日、県産材流通課の職員と話をしたが、林政部の職員でも大手ハウスメーカーの家を建てているケースはあるとのこと。県職員にも PR していく必要がある。林政以外の違う部署の職員にも、県産材を使ってもらえるようなことが考えられないか、というようなことを話した。

それくらい、商売ベースで県産材を使ってもらおうということが、とても難しいと思う。

これについては、木づかい部会もあるので、県産材流通課ともっともっと密に話し合いをして、どういう作戦をとっていけばよいか考えたい。

(川合委員)

少し助言すると、私の子どもが家を建てましたが、親が考える理想の家と、子ども達の快適空間とは、随分ギャップがある。その辺の問題に対して、もっと知恵を働かせて、せめてハウジングのコーナーだけでも、部分的にでも県産材が使えないだろうか、そういう努力を、ハウスメーカーともしていかなければならないのではないかなと思う。

(議長：伊藤委員)

それでは、時間の都合もありますので、このあたりで議事を閉じさせていただき、平成 22 年

度岐阜県森林づくり基本計画に基づく施策の実施状況報告を、事務局から説明願いたい。

報告 平成 22 年度岐阜県森林づくり基本計画に基づく施策の実施状況報告について

説明 小林 林政課長

(議長：伊藤委員)

何かご意見があればお願いしたい。

(清水委員)

概要版の 9 頁、ぎふの木で家づくり支援事業の応募数、19 年度 134 棟から 22 年度 314 棟とありますが、実施したのはこの棟数ではないと思う。助成したのは何棟か。

(事務局 瀬上県産材流通課長)

これは応募された方の数で、助成棟数としては 19 年度が 100 棟、20 年度も 100 棟、21 年度が 200 棟、22 年度が 100 棟、23 年度が 200 棟。

(清水委員)

それを書いていただきたい。支援した棟数、何分の何、でもいいので。以前、支援棟数が減ったのを覚えていて、なぜ減ったのかなという話をしたことがあったので。

(山田委員)

今年は応募が少ないらしい。募集 200 棟に対してまだ 82 棟と聞いている。

(事務局 瀬上県産材流通課長)

今はもう少し増えている。今年、200 棟に増やす際に国費を入れた。一方、国の長期優良住宅制度は 120 万から 200 万円程度の助成があり、県の助成よりも大きいですが、この二つを重複申請できなくなったことから、この分が減ってきているのではないかと考えている。

(議長：伊藤委員)

その他、ご意見等があればお願いしたい。

無いようですので、これにて終了させていただく。

委員の皆様には、長時間にわたり議論いただき、お礼を申し上げます。

なお、この後 15 時 45 分から、本年度第 1 回森づくり部会がこの会場にて開催されるので、部会員の方はよろしく願いたい。

以上

(15：30 終了)